

フロン類の製造業者等向けガイドライン

平成 27 年 7 月 7 日 制定
令和 8 年 4 月 1 日 最終更新

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

化学物質管理課

オゾン層保護等推進室

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 本ガイドラインの位置づけ | 4 |
| 2. フロン類の製造業者等に対する規制の概要 | 4 |
| 3. フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項（ガス判断基準） | 6 |
| (1) 「フロン類使用見通し」 | 6 |
| (2) 「フロン類使用合理化計画」 | 7 |
| (3) 「フロン類の製造業者等の責務」 | 8 |
| (4) 「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の見直し」 | 9 |
| (5) 「フロン類出荷相当量の算定式」 | 9 |
| ①製造量（A） | 10 |
| ②輸入量（B） | 10 |
| ③輸出量（C） | 10 |
| ④破壊量（D） | 11 |
| ⑤原料用途等使用量（E） | 11 |
| ⑥試験研究用途使用量（F） | 12 |
| ⑦フロン類の地球温暖化係数（G） | 13 |
| 4. フロン類使用合理化計画の策定等 | 13 |
| (1) 「フロン類使用合理化計画」 | 13 |
| (2) 「フロン類使用合理化計画」の実施状況の記録 | 18 |
| (3) 「目標年までの取組状況」に関する報告 | 21 |
| 5. その他の関連規定 | 27 |
| (1) 「製造等」 | 27 |
| (2) 「委託」 | 27 |
| (3) 「フロン類の製造業者等の講ずべき事項」 | 28 |
| (4) 「フロン類の製造業者等の責務」 | 28 |
| (5) 「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」 | 28 |
| (6) 「指導及び助言」 | 28 |
| (7) 「勧告及び命令」 | 29 |
| (8) 「主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請」 | 29 |
| (9) 「報告の徴収」 | 29 |
| (10) 「立入検査」 | 29 |
| (11) 「資料の提出の要求」 | 30 |
| (12) 「罰則」 | 30 |
| 6. 参考資料 | 31 |
| (1) フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件 | 31 |

| | |
|--|----|
| (2) フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（抜粋） | 34 |
| (3) その他関連法令（抜粋） | 35 |
| ①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | 35 |
| ②フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 | 38 |
| ③経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 | 39 |
| ④地球温暖化対策の推進に関する法律 | 39 |
| ⑤地球温暖化対策の推進に関する法律施行令..... | 40 |
| ⑥フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成 27 年経済産業省告示第 54 号） | 40 |

1. 本ガイドラインの位置づけ

フロン類の製造業者等向けガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、フロン類の製造業者等（フロン類を①自ら製造、②自ら輸入、③製造・輸入を他者に委託する行為（以下「製造等」という。）を業として行う事業者）を対象として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）及び政省令等の考え方や、フロン類の製造業者等向けの対応を中心に解説したものである。

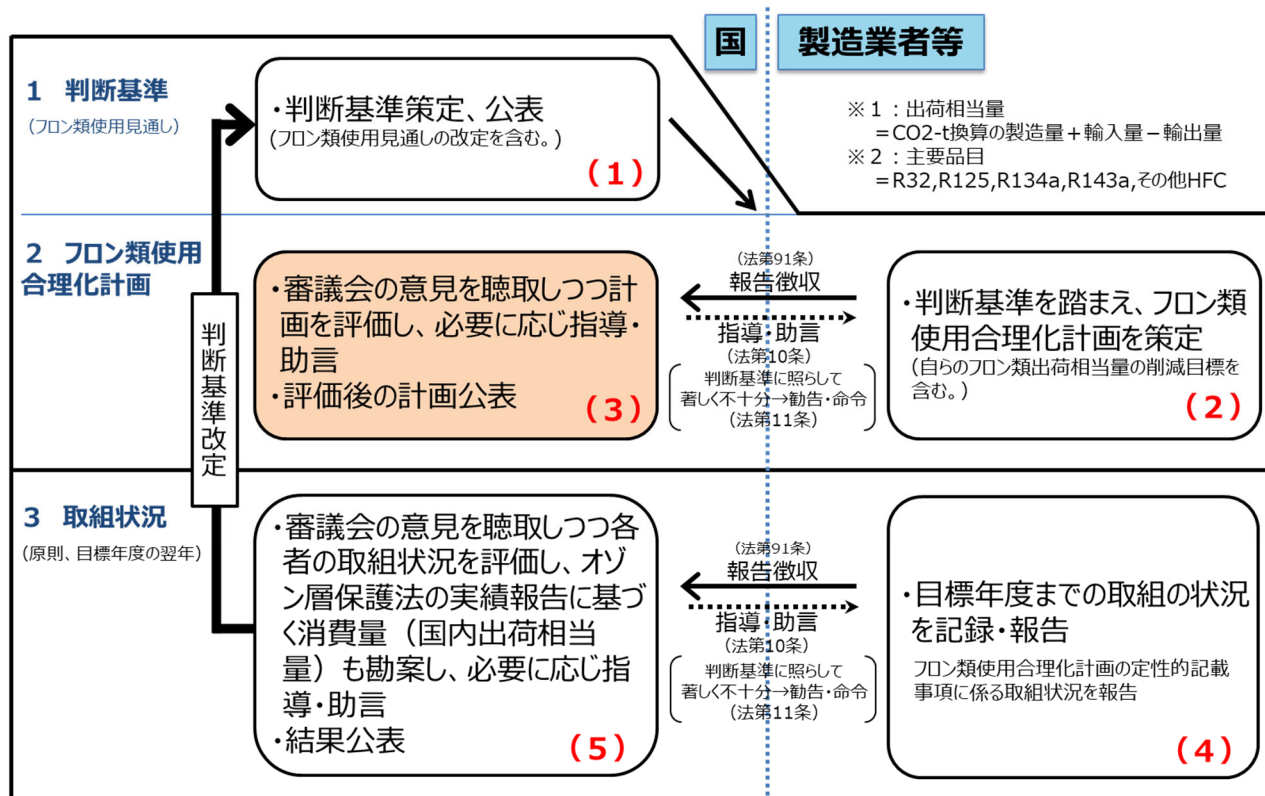
2. フロン類の製造業者等に対する規制の概要

これまでの「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を改正し、平成27年4月1日より、法が施行されたが、改正にあたっては、①冷凍空調機器用の冷媒として使用されるHFC（ハイドロフルオロカーボン）が急増していること、②経済産業省が把握するフロン類使用製品約26万サンプルの調査により、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明したこと、③ノンフロン・低GWP（地球温暖化係数が低い）製品の技術開発や商業化の動きが進みつつあること、④HFCの世界的な規制への動きがあったこと、を踏まえ、従前のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から、使用、廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされたという背景がある。

そのような検討の中で、フロン類を極力使用しない製品を普及させること、使用するフロンのGWP値を低くするという取組が根本的な解決策につながると考えられたため、フロン類の製造業者等に対する規制を創設するに至った。

法及び政省令等に基づく、フロン類の製造業者等に対する規制は、以下の図のとおりの流れとなる。

図 フロン類の製造業者等に対する規制の流れ



※図内の赤字 (1) ~ (5) は、下記の記載 (1) ~ (5) に対応

- (1) 主務大臣(本資料において、特にことわりのない限り、経済産業大臣の意味。)は、「フロン類の製造業者等の判断の基準」(詳細は後述6. 参照)を定め、国内で使用されるフロン類の将来見通しを示す。
- (2) フロン類の製造業者等は、国全体でのフロン類の使用の合理化(法第2条第6項)に資するため、国によるフロン類の使用見通し等を踏まえ、以下の事項を含む「フロン類使用合理化計画」を作成する。
- ①フロン類出荷相当量(詳細は後述3. 参照)の削減目標
 - ②フロン類使用合理化のために必要な設備整備、技術向上等に関する事項 等
- (3) 主務大臣は、法第91条に基づき、各フロン類の製造業者等が作成する「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について、製造業者等からの報告を求め、その結果を公表する。
- (4) フロン類の製造事業者等は、「フロン類使用合理化計画」の取組状況や出荷相当量について記録を行う。また、主務大臣は、法第91条に基づき、各フロン類の製造業者等に対して、当該記録の報告を求めることができる。

※ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)(以下「オゾン層保護法」という)に基づき、フロン類製造業者等からHFCの製造、輸出、輸入等の実績報告を受けており、フロン類出荷相当量とほぼ同等の情報であることから、毎年のフロン類出荷相当量等の報告徴収は行わないこととした。

(5) フロン類の製造業者等の取組状況について、審議会の意見を聴き、結果を公表する。

3. フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項（ガス判断基準）

[フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項](#)（平成 27 年経済産業省告示第 49 号。以下「ガス判断基準」という。）に規定する内容は以下のとおり。

(1) 「フロン類使用見通し」

フロン類の製造業者等に対する規制としては、主務大臣が、国内で使用されるフロン類の将来見通しを示すこととしており、「フロン類使用見通し」の定義を規定している。

まず、ガス判断基準において、規制の対象とする「フロン類」として、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）[第 2 条第 3 項第 4 号](#)及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。）[第 1 条](#)に掲げる物質と定義しており、具体的には HFC としている。これは、オゾン層を破壊する効果を持つ CFC（クロロフルオロカーボン）や HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等の物質はオゾン層保護法により既にその製造等が規制されていること、また近年、HCFC から HFC への転換にともない日本国内における HFC 排出量が増加傾向にあることを踏まえ、HFC の国内における製造量及び国内への輸入量の総量を減らす取組が必要であることに鑑みたものである。更に、平成 28 年 10 月、ルワンダのキガリにてモントリオール議定書が改正され、各国に対し HFC の生産量・消費量の削減義務が課されることとなったことから、国全体の HFC 生産量、消費量それぞれの限度について段階的に切り下げていくため、国内担保措置として平成 30 年 6 月にオゾン層保護法を改正し、HFC の製造量・輸入量の割当制を導入した。

これらを踏まえ、ガス判断基準の「フロン類使用見通し」を改定し、この基準限度を確実に下回る運用を前提として、HFC の製造量・輸入量の割当制により着実に削減していくこととしている。後述 (5) 「フロン類出荷相当量の算定式」においても、この考え方にに基づき、国内における生産量及び国内への輸入量を基礎とし、その合計値を減らすことをフロン類製造業者等に求めることとしている。

また、対象となる「フロン類」の地球温暖化係数については、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（[平成 27 年経済産業省告示第 54 号](#)。以下「経済産業省 GWP 告示」という。）に定める係数としている。

具体的な「フロン類使用見通し」の数値については、将来的に想定されるフロン類の削減効果^{※1}を総合的に勘案して推計・試算を行い、令和 12 年（2030 年）において 1930 万トン（令

和 11 年（2029 年）において 1930 万トン）、令和 17 年（2035 年）において 1230 万トン（令和 16 年（2034 年）において 1280 万トン）と定めている。

※1 フロン類使用見通しを策定する上で想定される削減効果は以下のとおり。

- ①指定製品の製造業者等の取組により、新規製品向けのフロン類使用量が削減する効果
- ②指定製品の低 GWP・ノンフロン化への転換により、HFC を使用する機器の市場ストックが減少し、それによりサービス用途（冷媒補充）の使用量が削減する効果
- ③定期点検等の管理者の判断基準に基づく対策により、使用時排出が抑制されることにより、サービス用途（冷媒補充）の使用量が削減する効果

また、主務大臣は、指定製品の判断基準の制定又は改廃その他の事情に著しい変動が生じた場合において、必要があると認めるときは、「フロン類使用見通し」を改定するものとしている。

（2）「フロン類使用合理化計画」

フロン類の製造業者等に対して、フロン類代替物質（[法第 2 条第 6 項](#)）の製造等その他のフロン類の使用の合理化を計画的に行うため、自社のフロン類の使用の合理化に関する計画（以下「フロン類使用合理化計画」という。）を策定することを定めている（具体的な様式や作成方法については、後述 4. 参照）。

フロン類使用合理化計画に記載する具体的な項目として、令和 12 年（2030 年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標の数値を求めている。これは、前述のように HFC の国内における製造量及び国内への輸入量の総量を減らす取組が必要であることを踏まえたものである。

（1）「フロン類使用見通し」における国内の HFC の将来の使用見通しの削減に併せて、フロン類の製造業者等に対して、削減目標を記載することを求めている。ここで、新規にフロン類の製造業者等となる者については、削減を検討する上で基礎となる出荷相当量が存在しないため、当該事業者等にあっては、「制限目標」を記載することを求めている。

記載した削減目標又は制限目標については、その裏付けとして、HFC の製造の代わりに、フロン類代替物質の製造に必要な設備の整備や、技術の向上、その他のフロン類の使用の合理化のための取組について検討する必要があることから、これらの事項をフロン類使用合理化計画に記載することを求めている。

また、フロン類の製造業者等として、単に HFC を製造・輸入するだけでなく、回収、再生、破壊にも積極的に貢献することが必要であるため、これらの事項をフロン類使用合理化計画に記載することを求めている。

実際に、フロン類使用合理化計画に削減目標又は制限目標を記載する際には、法に基づく他の規制、具体的には指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項^{※2}に基づき、指定製品における転換その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、(1)のフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用の合理化の進展に資するよう行うものとしている。

※2 指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項は以下のとおり。なお、法第3条第1項に基づく指針(フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針(平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号))では、フロン類の製造業者等が講ずべき事項が規定されている。

- ①エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項(平成27年経済産業省告示第50号)
- ②冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項(平成27年経済産業省告示第51号)
- ③硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項(平成27年経済産業省告示第52号)
- ④専ら噴射剤のみを充填した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項(平成27年経済産業省告示第53号)
- ⑤硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材の製造業者等の判断の基準となるべき事項(令和2年経済産業省告示第32号)

主務大臣は、フロン類の製造業者等が策定するフロン類出荷相当量の削減目標または制限目標の合計値が、(1)で定めたフロン類使用見通しの量を超えるものとならないように、フロン類の製造及び輸出入の状況及びその他の事情を勘案して、フロン類の製造業者等に対して必要な情報の提供、指導及び助言(法第10条)を行うこととなっている。

加えて、フロン類の製造業者等が策定したフロン類使用合理化計画の実施状況について、フロン類の製造業者等は、その内容を記録することを定めている。

(3)「フロン類の製造業者等の責務」

フロン類の製造業者等は、以下の事項^{※3}に留意して、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めることを定めている。

※3 フロン類の製造業者等が留意する事項は以下のとおり。

- ① フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性及び環境への影響等に配慮しつつ、フロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性の評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。
- ② 自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。
- ③ フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減（副生ガスの回収等を含む。）に取り組むこと。
- ④ 技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。
- ⑤ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造及び運搬を行うこと。

（4）「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の見直し」

主務大臣は、フロン類の使用の合理化が、フロン類使用見通しを大幅に上回って進展することが確実であると見込まれる場合若しくは法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは、ガス判断基準に検討を加え、必要な改定をするものと定めている。

（5）「フロン類出荷相当量の算定式」

フロン類の製造業者等が、（2）「フロン類使用合理化計画」を策定する上で必要となる、「フロン類出荷相当量」の算定式とは、以下のとおり。

$$\text{フロン類出荷相当量} = \Sigma (A + B - C - D - E - F) \times G$$

法に基づくフロン類の製造業者等に対する規制は、国内において新たに流通するフロン類の量の増大や当該フロン類の使用を通じた大気中への排出を抑制することが目的であることから、フロン類出荷相当量は、算定期間におけるフロン類の種類（R-32, R-125, R-134a, R-143a等）ごとの製造量と輸入量のCO2換算値の合計値が基礎となる。すなわち、算定期間（1月1日から12月31日までの一年間）におけるフロン類の種類ごとの製造量を「A」、算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸入量を「B」とし、減算要素として算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸出量「C」、算定期間におけるフロン類の種類ごとの破壊量「D」、算定期間に

おけるフロン類の種類ごとの原料用途等使用量「E」、試験研究用途「F」を考慮して、地球温暖化係数「G」で調整をすることにより、算定する。

① 製造量 (A)

フロン類の製造業者等が、自ら国内で製造又は製造委託するフロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。したがって、自ら国内で製造又は製造委託せず、国内のフロン類の製造業者等から購入する量のうち、製造委託に該当しない場合は、当該項目に該当しない。なお、製造委託を行っている場合の「委託」に関する考え方は、後述5.(2)を参照のこと。

なお、市中のフロン類を「再生」(フロン類をろ過、蒸留、比率調整を行うこと等により、品質を改善、調整等して、再利用できるように処理する行為)した場合は、法における「製造等(化学物質としてのフロン類を合成して新たに生み出す行為)」に該当しない。

② 輸入量 (B)

フロン類の製造業者等が、自ら国内に輸入又は輸入委託するフロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。したがって、輸入製品を国内の輸入問屋等から購入する量のうち、輸入委託に該当しない場合は、当該項目に該当しない。なお、輸入委託を行っている場合の「委託」に関する考え方は、後述5.(2)を参照のこと。

③ 輸出量 (C)

国内において自ら使用等されることなく輸出するもの(いわゆる輸出専用品)については、国内において新規に流通するフロン類の量の増大につながらないと考えられる。このため、本算定式においては、自ら製造等を行ったフロン類の量に対する減算要素として位置づけており、自ら国内から輸出するフロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。

フロン類の輸出であれば、全てが本項目に該当するというわけではなく、「自ら製造等を行ったものであって、当該製造等を行った者が自ら使用することなく又は他者に譲渡されることなく輸出されたものに限る。」という条件が付いていることに留意する必要がある。

「自ら使用することなく」とあるのは、自ら製造等を行ったフロン類を自ら使用したのち輸出する場合、当該使用中にフロン類が排出される可能性は否定できないことから、減算要素として位置づけることは適当でないと考えられたためである。また「他社に譲渡されることなく」という条件があるのは、他者に譲渡されたのち輸出するまでの間に使用等の行為を通じてフロン類が排出される可能性が否定できないことから、減算要素として位置づけることは適当でないと考えられたためである。これにより、例えば、甲社(国内のフロン類の製造業者等)が自ら製造等したフロン類を他社に販売し、その後、当該他社が当

該フロン類を輸出しても、甲社の輸出量として算入できないこととなる。自ら製造等を行ったフロン類を自ら輸出する際に、貿易手続き等を他者に委託する行為は、他者に譲渡することには当たらない。また、出荷段階において、輸出されることが確実である場合（例えば、商社等に販売し、その後、当該商社が輸出することが確実である場合を想定）、当該輸出に伴う出荷相当量については、「輸出量（C）」にカウントすることとする。この場合、フロン類製造業者等においては、当該輸出を証する書面の写しを準備し、照会等があれば提示することが求められる。

なお、フロン類の「再生」は、市中のフロン類をろ過、蒸留、比率調整を行うこと等により、品質を改善、調整等して、再利用できるように処理する行為という位置づけであり、法における「製造等（化学物質としてのフロン類を合成して新たに生み出す行為）」に該当しないため、国内において再生されたフロン類を輸出する際は、製造等に係る除外要素としての輸出量には算入できない。

④ 破壊量（D）

フロン類の破壊については、「他の物質の製造に当たって副生されたものであって、当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他者に譲渡されることなく破壊されるもの若しくは破壊を目的として輸入されたものに限る。」という条件が付いている。

フロン類を製造する際に、副生物として別の種類のフロン類が発生することがあるが、本来、製造する目的外の物質であることから、破壊されるのが一般的である。この副生フロン類について、自ら使用することなく破壊する場合又は他者に譲渡することなく破壊されるもの、あるいは、破壊を目的として輸入されたものについては、国内における使用を通じた排出につながらないと考えられることから、製造量又は輸入量に対する減算要素として、フロン類の製造業者等の破壊量として算入が可能としている。

したがって、市中に存在する第一種特定製品から回収されたフロン類を破壊する際には、破壊量に算入できない。これは、第一種特定製品から回収されたフロン類を破壊しても、国内において新規に製造及び輸入される量が減ることにはつながらないためである。

以上のような理由から、一定の条件を満たすフロン類の破壊については、本算定式においては、減算要素として位置づけており、自ら国内で破壊するフロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。

⑤ 原料用途等使用量（E）

原料用途等使用量については、「自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの又は他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使

用するためのものとして製造等される場合であって、当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。」という条件が付いている。

「自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの」については、文字通り、他の化学物質の製造のための原料として、フロン類が使用されるような場合、国内のフロン類としての総量に影響を及ぼさないため、除外することが可能であることを明示している。「他の化学物質の製造のための原料として使用する」とは、他の化学物質の製造の過程でフロン類が化学反応によりフロン類以外の化学物質に変化することを指し、単に他の化学物質と混和するだけで化学物質としてフロン類以外のものに変化しない場合は、該当しない。

次に、「他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使用するためのものとして製造等される場合」については、他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ排出されるおそれがない方法で用いられることが確保されている場合、使用されるフロン類が大気中に排出されないことから、フロン類出荷相当量の算定における減算要素として規定している。具体例の一つとして、半導体製造のドライエッチング工程で使用する HFC を想定している。このようなケースにおいて、HFC はプラズマにより分解させて使用されており、使用後はもはや HFC として存在していないことから、除外の対象としている。

最後の、「当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。」については、フロン類出荷相当量から除外する際には、当然ながら、他の製品の製造過程でフロン類が分解され、かつ、分解されなかったフロン類は破壊されることが条件であることを明示している。

以上のような理由から、一定の条件を満たす原料用途等のフロン類の量については、本算定式においては、減算要素として位置づけており、自ら国内で原料用途等に使用するフロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。

⑥ 試験研究用途使用量（F）

試験研究用途使用量については、「自らが試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他者が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの」という条件が付いており、上述の（C）～（E）と同様に、自ら国内で試験研究用途に使用したものに限る規定となっており、フロン類の種類ごとの量をトンで算定することとしている。

⑦ フロン類の地球温暖化係数（G）

フロン類の GWP 値として、当該算出においては、経済産業省 GWP 告示で定めるフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値を利用する。

上記の（A）から（F）について、「算定期間における」という条件が付く理由は、フロン類出荷相当量について、フロン類使用合理化計画に記載する数値は、令和 12 年（2030 年）のものであるが、フロン類の製造業者等はフロン類使用合理化計画に記載した取組の状況について、毎年度記録する責務を負うことになることから、毎年度のフロン類出荷相当量を計算する必要があるためである。したがって、令和 17 年（2035 年）におけるフロン類出荷相当量の算定はもちろんのこと、算定期間におけるフロン類出荷相当量も算定する必要があることから、「算定期間における」という条件が付いている。

なお、算定式において、（G）として経済産業省 GWP 告示で定める係数を乗じることとしている。HFC はその種類により地球温暖化に与える影響が異なることから、国際的に異なる地球温暖化係数が定められており、HFC の種類ごとの環境影響度のその製造等の量の削減に向けた取組に反映させるため、（A）～（F）までの計算により算定した値に、HFC の種類ごとの係数を乗じることとしている。

4. フロン類使用合理化計画の策定等

前述の「2. フロン類の製造業者等に対する規制の概要」において、フロン類製造業者等に対する規制の流れを記載しており、ここでは、規制の流れの各段階において、フロン類製造業者等が作成する書類について解説を行う。

（1）「フロン類使用合理化計画」

フロン類使用合理化計画の様式は以下のとおり。当該計画に関して原則 5 年ごとの報告徴収の実施を想定しているが、新規にフロン類製造業者等として事業を開始した者に対しては、事業開始が判明した時点で個別に報告徴収を実施する予定。

【様式 1】

令和 年 月 日

フロン類使用合理化計画

住所
名称
代表者氏名

1. 2030年（令和12年）及び2029年（令和11年）における国内向けフロン類出荷相当量^{※1}の削減目標（又は制限目標）。

（単位：万トン-CO₂）

| | フロン類ごと ^{※2} に算出した数値の合計 | 備考欄 |
|---|---------------------------------|-----|
| 2030年における目標とするフロン類出荷相当量 | | |
| 2029年における目標とするフロン類出荷相当量^{※3} | | |

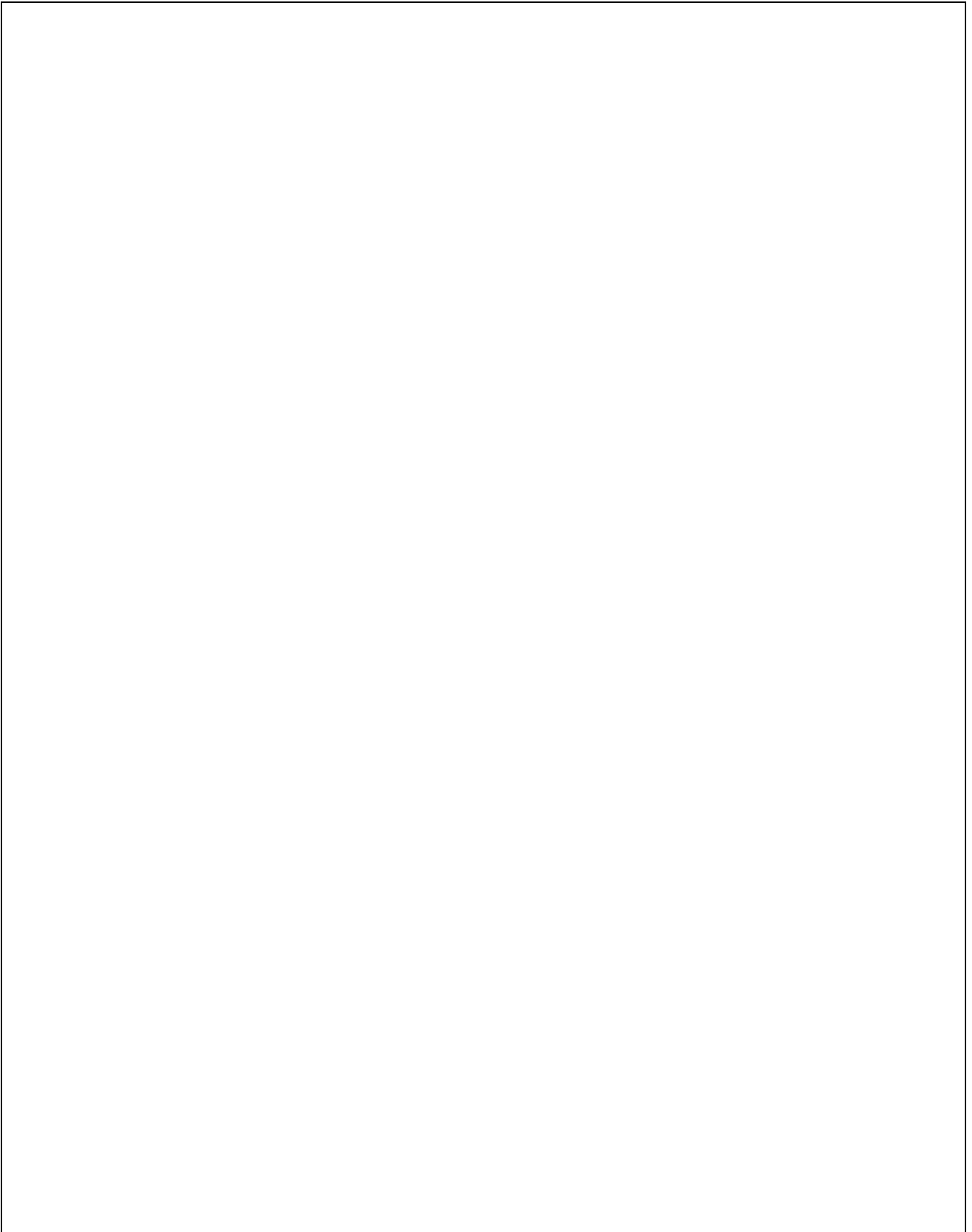
※1 フロン類出荷相当量は、フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項（平成27年経済産業省告示第49号）を参照。

※2 フロン類については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項第4号及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。）第1条に掲げる物質を参照。

※3 モントリオール議定書キガリ改正との整合性を図り、削減目標（2029年に70%削減（対基準年））を確実に達成させるため記載。

※4 特に補足すべき事項がある場合は、備考欄に適宜記載（任意）。

2. 現在又は今後予定されているフロン類代替物質の製造に必要な設備及び技術の向上、その他フロン類の使用の合理化のための取組に関する事項。



3. 現在又は今後予定されているフロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項。



【様式 1 の解説】

「フロン類使用合理化計画」については、上記の様式に基づき、必要事項を記入し作成する。国（経済産業省）から、「フロン類使用合理化計画」に関する報告徴収があった際には期日までに資料を経済産業省に提出する。

経済産業省に資料を提出後、必要に応じて、個々のフロン類製造業者等に対して、ヒアリングの実施要請を行うことがあるため、「フロン類使用合理化計画」のバックデータや、目標年に向けた設備投資計画等について、資料を作成・整理しておく必要がある。

1. については、2030 年及び 2029 年の目標とするフロン類出荷相当量について記載する。必要に応じて、備考欄に備考情報を記載することが可能。前述したとおり、各欄のフロン類出荷相当量の数値のバックデータについて、資料の作成・整理をしておく必要がある。なお、フロン類出荷相当量の算出方法については、[ガイドライン 3. \(5\)](#) を参照のこと。

2. については、今後予定されている、フロン類代替物質の製造に必要な設備及び技術の工場その他フロン類の使用の合理化のための取組に関する事項を記載する。例えば、研究開発の進捗状況や、設備投資計画、事業買収計画等である。フロン類使用合理化計画の内容の妥当性を確認できる内容を記載すること。

3. については、現在又は今後予定されているフロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項について、具体的な内容を記載する。これは、[指針](#)において、「特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収並びに再生及び破壊のために講ずる措置に協力して、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収並びに再生及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及等に努める。」と規定されているためである。

なお、報告徴収に基づき報告した内容は原則として公表対象となることに留意して資料を作成すること。

(2) 「フロン類使用合理化計画」の実施状況の記録

フロン類の製造業者等が策定した「フロン類使用合理化計画」に関する、目標年までの実施状況については、オゾン層保護法に基づく割当てとその実績を踏まえて、以下のような内容を記録しておく。

フロン類使用合理化計画の実施状況に係る記録（例）

1：各年の国内向けフロン類出荷相当量

各年の国内向けフロン類出荷相当量^{※1}の実績について、期間別、品目別の内訳を記入。

（単位：万トン-CO₂）

| 期間 ^{※2} | フロン類出荷相当量の内訳 | | | | | |
|------------------|--------------|------|-------|-------|---------|-------|
| | R32 | R125 | R134a | R143a | その他 HFC | 期間別合計 |
| 〇〇〇〇年 | | | | | | |
| 1～3月 | | | | | | |
| 4～6月 | | | | | | |
| 7～9月 | | | | | | |
| 10～12月 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

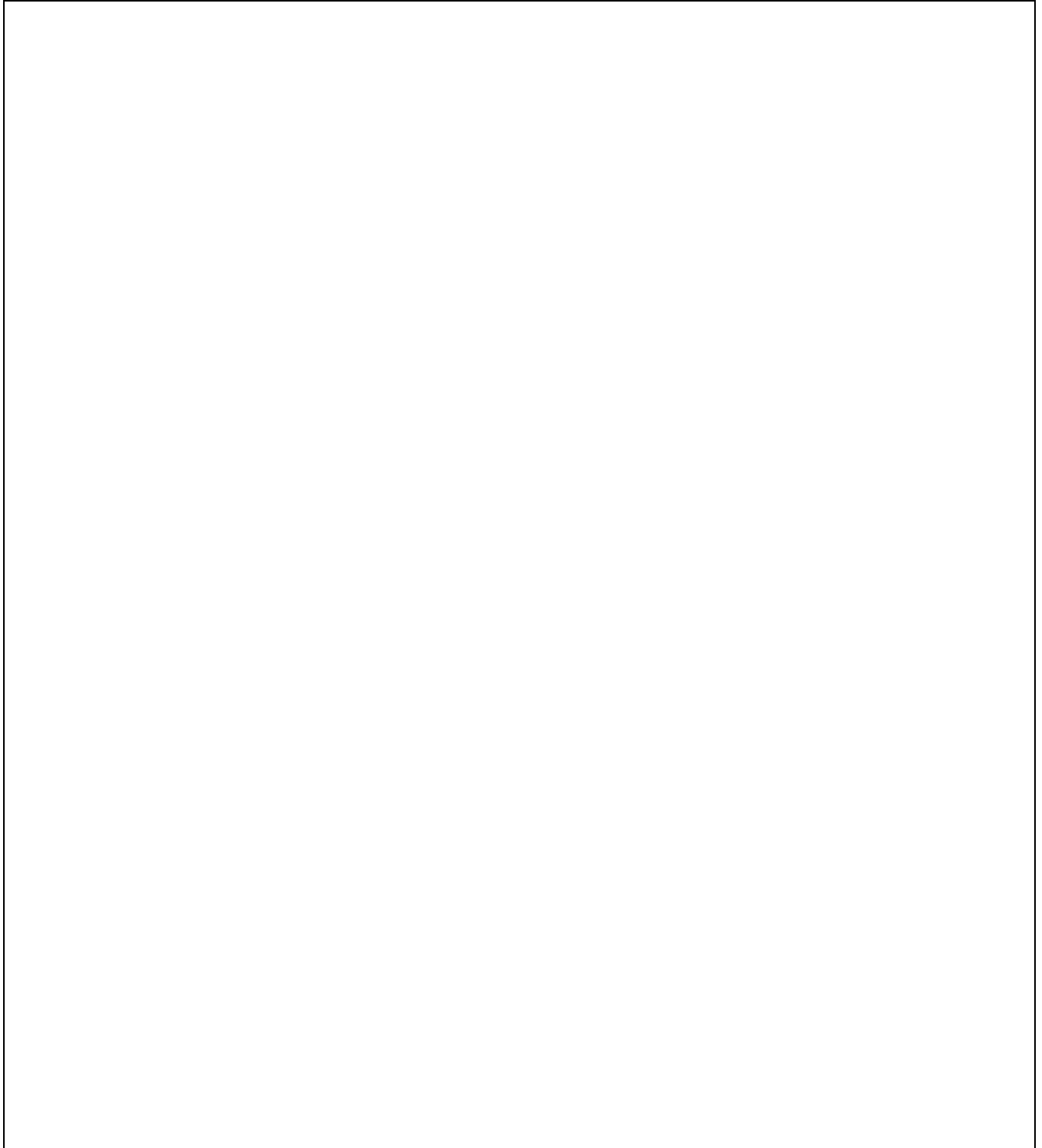
※1 フロン類出荷相当量の考え方や計算方法等については、フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項（平成27年経済産業省告示第49号）及び「フロン類の製造業者等向けガイドライン」を参照。

※2 混合冷媒については、原ガスの比率に応じて計算。

※3 特に補足すべき事項がある場合は自由形式で記載。

2：各年における、フロン類の使用の合理化の取組状況

様式「フロン類使用合理化計画」における「2. 現在又は今後予定されているフロン類代替物質の製造に必要な設備及び技術の向上その他フロン類の使用の合理化のための取組に関する事項」や、「3. 現在又は今後予定されているフロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項」に関連する内容その他について記載。



(3) 「目標年までの取組状況」に関する報告

「フロン類使用合理化計画」において記載した内容について、目標年が到来した際には、報告徴収により「目標年までの取組状況」の報告を求めることを想定している。報告徴収の様式は以下のとおり。

【様式 2】

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

フロン類の使用の合理化の状況等に係る報告
(目標年(2030年)までの取組状況)

住所
名称
代表者氏名

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第91条の規定に基づき、令和◆年◆月◆日付けで報告を求められた、2030年(令和12年1月1日から12月31日まで)における、フロン類出荷相当量その他のフロン類の使用の合理化等の状況及び2030年までの取組状況を報告します。

備考

1. 本件はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第14号)第91条(報告の徴収)に基づく報告の様式です。記入にあたっては、参考資料(フロン類の製造業者等に関する判断基準(平成27年経済産業省告示第49号))を十分に確認し、正確にご記入下さい。
2. 本調査による報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者には、同法第107条第2号の規定により20万円以下の罰金に処せられることがあります。

| | |
|-------------------|--------|
| 製造事業者等 | |
| 製造事業者等の 氏名又は名称 | |
| 代表者名 | |
| 住 所 | (〒 -) |

| | |
|------------|----------|
| 記入担当者 | |
| 記 入 日 | 令和 年 月 日 |
| 担 当 者 名 | |
| 担 当 部 署 名 | |
| 住 所 | (〒 -) |
| 電 話 番 号 | |
| E-mailアドレス | |

1. 2030年の国内向けフロン類出荷相当量

2030年の国内向けフロン類出荷相当量^{※1}の実績について、期間別、品目別の内訳を下記空欄にご記入下さい。

(単位：万トン-CO₂)

| 期間 | フロン類出荷相当量の内訳 | | | | | |
|----------------|--------------|------|-------|-------|---------|-------|
| | R32 | R125 | R134a | R143a | その他 HFC | 期間別合計 |
| 2030年 1月～3月 | | | | | | |
| 4月～6月 | | | | | | |
| 7月～9月 | | | | | | |
| 9月～12月 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

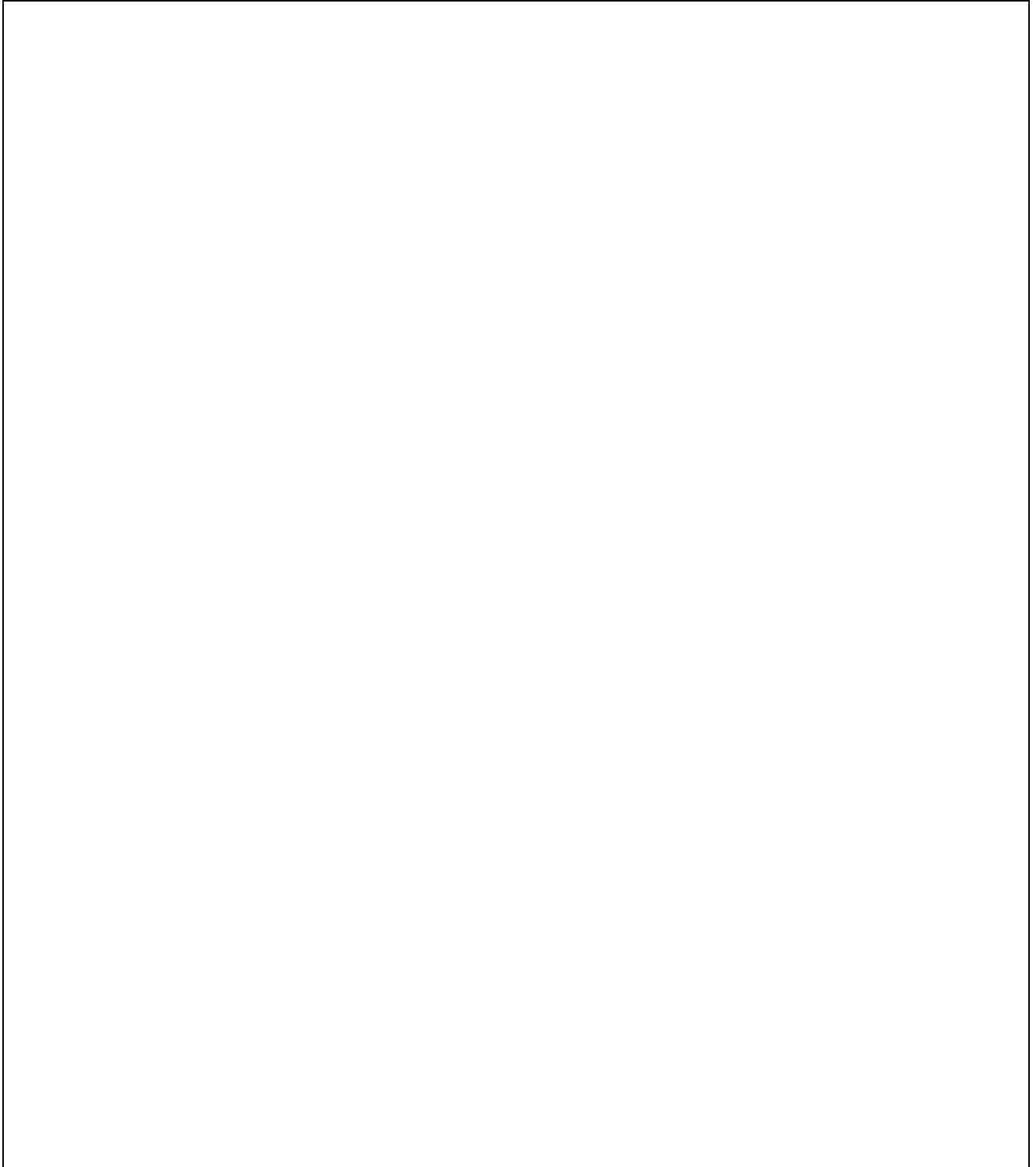
※1 フロン類出荷相当量の考え方や計算方法等については、フロン類の製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成27年経済産業省告示第49号）及び「フロン類の製造業者等向けガイドライン」を参照してください。

※2 混合冷媒については、原ガスの比率に応じて計算してください。

※3 特に補足すべき事項がある場合は、下記空欄に適宜記載して下さい（任意）。

2. フロン類の使用の合理化のための取組に関する事項の状況について

「フロン類使用合理化計画」にて記載した、フロン類の使用の合理化のための取組やフロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組について、当該取組の進捗状況や成果について、具体的に記載して下さい。



なお、本様式に記載された内容は、原則として公表対象となる。

【様式2の解説】

1. に記載する内容や記載項目の考え方は、(2) で記載したとおり。

これに加えて、2. として、「フロン類の使用の合理化のための取組に関する事項の状況について」という調査項目がある。これは、様式1「フロン類使用合理化計画」で記載した、定性的な内容(設備投資等に関する内容や、回収・再生・破壊に関する取組の内容等)について、2030年までの進捗状況やその成果について、具体的な内容を記載する必要がある。

5. その他の関連規定

フロン類の製造事業者等に関連する法及び政省令等についての規定内容等は以下のとおり。

(1) 「製造等」

[法第2条第7項第1号から第3号](#)において、「製造等」とは、以下の3区分と定義されている。

- ①フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）
- ②フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- ③前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

(2) 「委託」

[法第2条第7項第3号](#)に規定される、「委託」の考え方については、製造業者等と購入者間の取引が、「委託製造」、「委託行為を伴わない商品購入」のいずれかであるかは、一義的には当事者の協議により判断する。ただし、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として、判断することが望ましい。

- ◆一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指し、特に「製造委託」に関しては「自社の仕様によって資材及び製品を、外注先へ製造依頼又は加工依頼する活動（JIS Z8141-7202）」を指すことと解されている。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。
- ◆このため、法における製造委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。
 - ①製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造を行うべき定めに関する事項（業務指示）
 - ②製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
 - ③原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項

- ④機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥引渡完了前の棚卸資産に生じた滅失、毀損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

（3）「フロン類の製造業者等の講ずべき事項」

[法第3条第1項](#)に基づく「[指針](#)（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号））」において、「フロン類の製造業者等の講ずべき事項」が規定されている。

（4）「フロン類の製造業者等の責務」

[法第4条第1項](#)において、フロン類の製造業者等の責務が規定されており、具体的には、上記（3）で記載した「指針」に従い、フロン類の製造業者等は、フロン類代替物質の開発等の必要な措置を講じるよう努めることと併せて、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化（[法第2条第9項](#)）のために講ずる施策に協力しなければならない。

（5）「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」

[法第9条第1項](#)において、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関して、ガス判断基準を定め、これを公表することとしている。

このガス判断基準については、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めることとしており、事情の変動に応じて必要な改定をするものとしている（[法第9条第2項](#)）。また、環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、ガス判断基準に関し、主務大臣に対して、意見を述べることができることとなっている（[法第9条第3項](#)）。

ガス判断基準や運用方法の詳細については、前述3. を参照。

（6）「指導及び助言」

[法第10条](#)において、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、ガス判断基準を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して、必要な指導及び助言をすることができることとなっている。

(7)「勧告及び命令」

[法第11条第1項](#)において、主務大臣は、生産量又は輸入量が主務省令（経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）[第2条](#)）で定める要件に該当するフロン類の製造業者等が行う、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が、ガス判断基準に照らして著しく不十分であるときには、当該フロン類の製造業者等に対して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関して必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとなっている。

さらに、主務大臣は、[法第11条第2項](#)により、勧告を行ったフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとなっている。

その上で、勧告に従わない場合の公表の後、なお、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会であって政令で定めるもの（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号。以下「施行令」という。）[第2条](#)）の意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとなっている（[法第11条第3項](#)）。

(8)「主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請」

[法第90条](#)において、主務大臣は、フロン類の製造業者等に対して、国の責務にのっとり講じる措置並びに「教育及び学習の振興等（[法第97条](#)）」、「研究開発の推進等（[法第98条](#)）」の規定により講じる措置に関し、フロン類に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めることとしている。

(9)「報告の徴収」

[法第91条](#)において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（[施行令第5条第1項、第2項](#)）、フロン類の製造業者等に対して、フロン類の製造等の業務の状況に関し報告を求めることができることとなっている。

(10)「立入検査」

[法第92条第1項](#)において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（[施行令第6条第1項](#)）、その職員に、フロン類の製造業者等の事務所若しくは事

業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り資料を無償で収去させることができることとなっている。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないこととなっている（[法第92条第2項](#)）。

また、この立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととなっている（[法第92条第3項](#)）。

(11) 「資料の提出の要求」

[法第93条](#)において、主務大臣は、この法の目的を達成するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとなっている。

(12) 「罰則」

[法第104条](#)において、(7)「勧告及び命令」で述べた、主務大臣が、審議会であって政令で定めるものの意見を聴いて、フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じた際に、当該命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとなっている。

[法第107条第2号及び第3号](#)において、(9)「報告徴収」で述べた報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者、(10)「立入検査」で述べた検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処することとなっている。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同様の罰金刑を科することとなっている（[法第108条](#)）。

6. 参考資料

(1) フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項

(沿革) 平成 27 年 3 月 31 日経済産業省告示第 49 号 (制定)

令和 2 年 7 月 31 日経済産業省告示第 167 号 (一部)

令和 5 年 3 月 30 日経済産業省告示第 25 号 (一部)

令和 7 年 10 月 1 日経済産業省告示第 146 号 (一部)

第一 フロン類使用見通し

- 1 フロン類(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる物質に限る。以下同じ。)の製造業者等(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 2 条第 7 項に規定する者をいう。以下同じ。)は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの(以下「フロン類代替物質」という。)の開発その他フロン類の使用の合理化(法第 2 条第 6 項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。)のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向けに出荷する量に相当する量として、付録の算式によって算出される量(トンで表した量をいい、以下「フロン類出荷相当量」という。)の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第 12 条第 1 項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項(以下「指定製品の判断基準」という。)に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換(以下「指定製品における転換」という。)の状況及び平成 28 年 10 月に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数(平成 27 年経済産業省告示第 54 号)をいう。以下同じ。)を乗じて得られる数量を合算して得られる数量(トンで表した量)をいう。以下「フロン類使用見通し」という。)が、令和 12 年(2030 年)において、1930 万トン(令和 11 年(2029 年)において、1930 万トン)、令和 17 年(2035 年)において、1230 万トン(令和 16 年(2034 年)において、1280 万トン)であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。
- 2 主務大臣は、指定製品の判断基準の制定又は改廃その他の事情に著しい変動が生じた場合において、必要があると認めるときは、フロン類使用見通しを改定するものとする。

第二 フロン類使用合理化計画

- 1 フロン類の製造業者等は、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化を計画的に行うため、自らのフロン類の使用の合理化に関する計画（以下「フロン類使用合理化計画」という。）を策定するものとする。
- 2 フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 令和 12 年（2030 年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策定する年度において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあつては、令和 12 年（2030 年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標）
 - (2) フロン類代替物質の製造に必要な設備の整備及び技術の向上その他のフロン類の使用の合理化のための取組に関する事項
 - (3) フロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項
- 3 2（1）のフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の策定に当たっては、指定製品の判断基準に基づく、指定製品における転換その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、国が策定するフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用の合理化の進展に資するよう行うものとする。
- 4 主務大臣は、フロン類の製造業者等が2（1）のフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の合計値が当該年におけるフロン類使用見通しの量を超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況及びその他の事情を勘案して、フロン類の製造業者等に対して必要な情報の提供並びに法第 10 条に基づく指導及び助言を行うものとする。
- 5 フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うものとする。

第三 フロン類の製造業者等の責務

フロン類の製造業者等は、次の事項に留意しつつ、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性及び環境への影響等に配慮しつつ、フロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性の評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。
- 2 自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。
- 3 フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減（副生ガスの回収等を含む。）に取り組むこと。
- 4 技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。
- 5 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造及び運搬を行うこと。

第四 フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の見直し

主務大臣は、フロン類の使用の合理化が、フロン類使用見通しを大幅に上回って進展することが確実であると見込まれる場合若しくは法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは本判断の基準となるべき事項に検討を加え、必要な改定をするものとする。

付録 フロン類出荷相当量の算定式

$$\text{フロン類出荷相当量} = \Sigma (A + B - C - D - E - F) \times G$$

算式の符号

- A 算定期間におけるフロン類の種類ごとの製造量
- B 算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸入量
- C 算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸出量（自ら製造等を行ったものであって、当該製造等を行った者が自ら使用することなく又は他者に譲渡されることなく輸出されたものに限る。）
- D 算定期間におけるフロン類の種類ごとの破壊量（他の物質の製造に当たって副生されたものであって、当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他者に譲渡されることなく破壊されるもの若しくは破壊を目的として輸入されたものに限る。）
- E 算定期間におけるフロン類の種類ごとの原料用途等使用量（自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの又は他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使用するためのものとして製造等される場合であって、当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。）
- F 算定期間におけるフロン類の種類ごとの試験研究用途使用量（自らが試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他者が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するものをいう。）
- G フロン類の地球温暖化係数

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(2) フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（抜粋）

（沿革）平成16年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号
令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第50号改正

序文（略）

1～3（略）

4 各主体が講ずべき事項

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のため、関係する各主体は、法に基づき定められる基準に加え、下記に定める事項に沿って、必要な取組を講ずるものとする。

(1) 製造業者等に関する事項

- ① フロン類の製造業者は、フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性等に配慮しつつ、フロン類代替物質の技術開発及び商品化を行うよう努める。また、技術開発及び商品化した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。
- ② 指定製品又は特定製品の製造業者は、フロン類の製造業者及びフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、性能等を確保したノンフロン製品及び低GWP製品の技術開発及び商品化を行うように努める。また、ノンフロン化を達成した製品群については、その状態を維持する。さらに、技術開発及び商品化した製品の安全性等の関連情報の提供に努める。
- ③ 特定製品の製造業者は、特定製品を設計し、製造する場合には、フロン類の充填量の削減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するよう努めるとともに、併せてこれらの情報を開示し、使用者の製品選択の際の参考情報として活用できるよう努める。
- ④ フロン類の製造業者等及び特定製品の製造業者等は、国及び地方公共団体における特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収並びに再生及び破壊のために講ずる措置に協力して、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収並びに再生及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及等に努める。
- ⑤ 特定製品からのフロン類の回収の用に供する設備の製造を行う事業者並びにフロン類再生施設及びフロン類破壊施設の製造を行う事業者は、使用及び管理が容易で効率の高い設備及び施設の開発及び商品化に努める。

(2)～(5)（略）

5（略）

(3) その他関連法令（抜粋）

①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

◆第2条

1～5 （略）

6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

7 この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。

一 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

8 （略）

9 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等の際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

10～12 （略）

◆第3条

1 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

◆第4条

1 フロン類の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

◆第9条

- 1 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

◆第10条

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

◆第11条

- 1 主務大臣は、フロン類の製造業者等（その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

◆第90条

主務大臣は、フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等に対し、第四条に規定する責務にのっとり、国が第七条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第九十七条及び第九十八条の規定により講ずる措置に関し、フロン類、指定製品及び特定製品に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

◆第91条

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条において同じ。）、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。）又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

◆第92条

- 1 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◆第93条

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

◆第97条

- 1 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進してフロン類の大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

◆第 98 条

国は、フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

◆第 104 条

第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第七項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

◆第 107 条

一 （略）

二 第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条（情報処理センターに係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

◆第 108 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百条（第十二号を除く。）、第四百条、第四百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

②フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令

◆第 2 条

法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

◆第 5 条

1 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に関し報告を求めることができる。

2 主務大臣は、法第九十一条の規定により、法第十一条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、同条第一項のフロン類の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の状況に関し報告を求めることができる。

3～18 (略)

◆第6条

1 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係るフロン類、当該フロン類の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2～10 (略)

③経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

◆第2条

法第十一条第一項の主務省令で定める要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第三項第四号に規定するハイドロフルオロカーボンの種類ごとに、前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）に地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成二十七年経済産業省告示第五十四号）をいう。）を乗じて得られる量を合算して得られる量（トンで表した量をいう。）が一万トン以上であることとする。

④地球温暖化対策の推進に関する法律

◆第2条

1, 2 (略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一～三 (略)

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五、六 (略)

4～6 (略)

⑤地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

◆第1条

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン（別名 HFC-23）
- 二 ジフルオロメタン（別名 HFC-32）
- 三 フルオロメタン（別名 HFC-41）
- 四 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン（別名 HFC-125）
- 五 1・1・2・2-テトラフルオロエタン（別名 HFC-134）
- 六 1・1・1・2-テトラフルオロエタン（別名 HFC-134a）
- 七 1・1・2-トリフルオロエタン（別名 HFC-143）
- 八 1・1・1-トリフルオロエタン（別名 HFC-143a）
- 九 1・1-ジフルオロエタン（別名 HFC-152a）
- 十 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン（別名 HFC-227ea）
- 十一 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン（別名 HFC-2367fa）
- 十二 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン（別名 HFC-245ca）
- 十三 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン（別名 HFC-43-10mee）

⑥フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）

フロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の種類は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類等の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ただし、同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したもの（以下「混合物」という。）の告示係数は、混合物のうち国際標準化機構の規格五―四九―一に定めのあるものについては、同規格に基づく値とし、それ以外のものについては、当該混合物中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る同表の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）とする。

| | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | ジクロロフルオロメタン（別名 HCFC-21） | 151 |
| 2 | クロロジフルオロメタン（別名 HCFC-22） | 1810 |
| 3 | ジクロロトリフルオロエタン（別名 HCFC-123） | 77 |

| | | |
|----|---|-------|
| 4 | クロロテトラフルオロエタン (別名HCFC-124) | 609 |
| 5 | ジクロロジフルオロエタン (別名HCFC-132) | 338 |
| 6 | 1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名HCFC-141b) | 725 |
| 7 | 1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (別名HCFC-142b) | 2310 |
| 8 | 3・3-ジクロロ-1・1・1・2・2-ペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225ca) | 122 |
| 9 | 1・3-ジクロロ-1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225cb) | 595 |
| 10 | トリフルオロメタン (別名HFC-23) | 14800 |
| 11 | ジフルオロメタン (別名HFC-32) | 675 |
| 12 | フルオロメタン (別名HFC-41) | 92 |
| 13 | 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン (別名HFC-125) | 3500 |
| 14 | 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134) | 1100 |
| 15 | 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名HFC-134a) | 1430 |
| 16 | 1・1・2-トリフルオロエタン (別名HFC-143) | 353 |
| 17 | 1・1・1-トリフルオロエタン (別名HFC-143a) | 4470 |
| 18 | 1・2-ジフルオロエタン (別名HFC-152) | 53 |
| 19 | 1・1-ジフルオロエタン (別名HFC-152a) | 124 |
| 20 | フルオロエタン (別名HFC-161) | 12 |
| 21 | 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (別名HFC-227ea) | 3220 |
| 22 | 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236fa) | 9810 |
| 23 | 1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ea) | 1370 |
| 24 | 1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236cb) | 1340 |
| 25 | 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245ca) | 693 |
| 26 | 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245fa) | 1030 |
| 27 | 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (別名HFC-365mfc) | 794 |
| 28 | 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (別名HFC-43-10mee) | 1640 |
| 29 | トランス-1-クロロ-3・3・3-トリフルオロプロペン (別名(E)-HFO-1233zd) | 1 |
| 30 | 2・3・3・3-テトラフルオロ-1-プロペン (別名HFO-1234yf) | 1 |
| 31 | トランス-1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (別名(E)-HFO-1234ze) | 1 |
| 32 | シス-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (別名(Z)-HFO-1336) | 2 |

| | | |
|----|----------|-----|
| 33 | 二酸化炭素 | 1 |
| 34 | ジメチルエーテル | 1 |
| 35 | プロパン | 3.3 |
| 36 | ブタン | 4 |
| 37 | イソブタン | 20 |
| 38 | アンモニア | 1 |
| 39 | シクロペンタン | 0.1 |